

宇都宮市地域生活支援事業等利用者負担額助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項に定める地域生活支援事業及び宇都宮市在宅重度心身障害者デイケア事業（以下「地域生活支援事業等」という。）の利用者負担額を軽減するため、地域生活支援事業等の利用者負担額の助成について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の対象者)

第2条 この要綱により、助成を受けることができる者は地域生活支援事業のうち次に掲げる事業の利用決定者及び宇都宮市在宅重度心身障害者デイケア事業の利用決定者（以下「助成対象者」という。）とする。

- (1)宇都宮市移動支援事業
- (2)宇都宮市地域活動支援センター事業
- (3)宇都宮市訪問入浴サービス事業
- (4)宇都宮市日中一時支援（日中支援型）事業
- (5)宇都宮市日中一時支援（放課後支援型）事業
- (6)宇都宮市重症障害児者医療的ケア支援事業

(助成額)

第3条 助成の額は、次に掲げる額とする。

(1) 助成対象者が、同一の月に受けた地域生活支援事業等のサービスに要した利用者負担額の合計額が、法第29条第3項の規定において算出された額（以下「負担上限月額」という。）を超えるときは、負担上限月額を超えた額に相当する額

(2) 助成対象者が、同一の月に受けた地域生活支援事業等のサービスに要した利用者負担額の合計額（前号の規定が適用される場合は負担上限月額）及び法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）に要した利用者負担額の合計額（法第76条の2第1項の規定による高額障害福祉サービス等給付費（以下「高額障害福祉サービス等給付

費」という。)の支給を受けたときは、その額を控除して得た額)の合算額が、負担上限月額を超えるときは、負担上限月額を超えた額に相当する額

- (3) 助成対象者が、同一の月に受けた地域生活支援事業等のサービスに要した利用者負担額の合計額(第1号の規定が適用される場合は負担上限月額)、障害福祉サービスに係る利用者負担額の合計額及び障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第43条の4第1項に規定する居宅サービス等又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の2第1項に規定する指定入所支援に要した利用者負担額の合計額の合算額(以下、この号において「合算額」という。)が、負担上限月額を超えるときは、負担上限月額を超えた額に相当する額。ただし、助成対象者が同一の月に受けたサービスに係る次に掲げる費用の支給を受けたときは、合算額から次に掲げる費用の合計額を控除して得た額が負担上限月額を超えるときに、負担上限月額を超えた額に相当する額を支給する。

ア 高額障害福祉サービス等給付費

イ 児童福祉法第24条の6に規定する高額障害児入所給付費

ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条に規定する高額介護サービス費及び同法第61条に規定する高額介護予防サービス費

(助成申請)

第4条 助成対象者が、地域生活支援事業等利用者負担額の助成を受けようとするときは、地域生活支援事業等利用者負担額助成申請書に、必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、助成対象者が第3条各号に規定するサービスの提供を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成金の支給)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、必要事項を審査し、助成額の支給を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、地域生活支援事業等利用者負担額助成決定通知書により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により、この要綱による助成を受けた者があるときは、当該助成金の全額又はその一部を返還させるものとする。

(様式)

第7条 この要綱に規定する申請書等の様式は別に定める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

制定文(平成18年10月1日告示第545-18号)

平成18年10月1日から適用する。

改正文(平成19年4月1日告示第215-17号)

1 平成19年4月1日から適用する。

2 この要綱は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間に受けた第3条各号に規定するサービスを対象とする。

改正文(平成20年4月1日告示第190-8号)

平成20年4月1日から適用する。

改正文(平成21年4月1日告示第157号)

この要綱は、当分の間改正文(平成19年4月1日告示第215-17号)第2項の規定にかかわらず、平成21年4月1日以降に受けた第3条各号に規定するサービスについても対象とする。

平成21年4月1日から適用する。

改正文(平成25年3月29日告示第136-11号)

平成25年4月1日から適用する。